主なコロナ対策支援制度 令和2年5月6日現在

売上が半減した

I 持続化給付金 (経済産業省)

【内容】

・感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して支給される事業全般に広く使える給付金(法人は最大 200 万円、個人事業者は最大 100 万円)

売上減少

分の = 前年の総売上 - (前年同月比△50%月の売上 × 12)

計算方法 (事業収入)

【要件】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者であること
- ・2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者であること
- ・法人の場合は、
 - ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ② 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である事業者

【必要書類】

[法人]

- ① 確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え(税務署の収受印の押印のあるもの、電子の場合はメール詳細も必要)
- ② 2020年の対象とする月(対象月)の売上台帳等
- ③ 通帳の写し(通帳の表面及び通帳を開いた1・2ページ)

「個人]

① 確定申告書(第一表)

(税務署の収受印の押印のあるもの、電子の場合はメール詳細も必要)

- ② 青色申告決算書又は収支内訳書
- ③ 通帳の写し(通帳の表面及び通帳を開いた1・2ページ)
- ④ 本人確認書類の写し

(「運転免許証の表裏」又は「個人番号カードの表」又は「住民票の写し及び各種健康保険 証(両面)の両方」等)

【申請期間】

・令和2年度補正予算の成立翌日から令和3年1月15日(金)まで

営業自粛等要請に協力した

I 東京都の場合

【内容】

・東京都の緊急事態措置等要請に応じて、休業対象施設を運営している事業者が休業又は時間短縮を した場合に支給される協力金(50万円(2事業所以上で取り組む場合は100万円))

【要件】

- ・東京都内に主たる事業所又は従たる事業所を有している中小企業及び個人事業主であること
- ・「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設であること
- 「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設であること
- ・「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設であること

【必要書類】

- ① 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書(表·裏)
- ② 誓約書
- ③ 法人・個人とも直近の確定申告書 (税務署の収受印の押印のあるもの、電子の場合はメール詳細も必要)
- ④ 社名や店舗名がわかる事業所の外景及び内景の写真
- ⑤ 施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等 (飲食店営業許可、酒類販売業免許等)
- ⑥ 直近3か月以内の月末締帳簿等
- ⑦ 本人確認書類

[法人] 代表者の運転免許証、パスポート、保険証などの書類 [個人] 運転免許証、パスポート、保険証などの書類

⑧ 休業等の状況がわかる書類

(休業を告知する HP、店頭ポスター、チラシ、DM 等)

⑨ 支払金口座振替依頼書

【申請期間】

・令和2年4月22日(水)から同年6月15日(月)まで

5月7日以降の要請に対し《追加支援策》有り

Ⅱ 神奈川県の場合

【内容】

・ 神奈川県の要請や依頼に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力した中小企業、個人事業主(以下、「事業者」という。) に対して支給される協力金

対象事業者	条件		交付額
休業要請対象	休業した	県内の事業所全てが自己所有	10 万円
の施設の事業	場合	県内の事業所のうち、賃借している事業所が1カ所	20 万円
者 (下記以外)	勿口"	県内の事業所のうち、賃借している事業所が2カ所以上	30 万円
夜間営業時間			
の短縮要請対	夜間営業時間の短縮をした場合		
象の施設の事	(夜間営業時間を短縮する代わりに休業した場合及び酒類提供時間を		
業者(食事提	短縮した場合を含む。)		
供施設)			

【要件】

- ・神奈川県の緊急事態宣言措置により、施設の使用停止や夜間営業時間の短縮要請に応じた事業者であること
- ・少なくとも令和2年4月24日以降、県内にある事業所で休業や夜間営業時間の短縮(夜間営業時間を短縮する代わりに休業した場合及び酒類提供時間を短縮した場合を含む。)に協力していること
- ・令和2年4月10日以前に開業しており、営業の実態があること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと

【必要書類】

1 休業要請対象の施設の事業者(食事提供施設を除く。)

《必ず必要な書類》

① 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書(食事提供施設以外)

(第1号様式)

② 協力金の振込先の通帳等の写し

(口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたもの)

③ 事業活動を証する書面

[法人の場合] 法人県民税・事業税申告書の写し等

「個人事業主」青色申告決算書又は収支内訳書の写し等

④ 事業活動の内容がわかる書面

(食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等に係る許可証又は届出書の写し、若しくは、事業所の HP や事業活動に係るパンフレットの写し等)

⑤ 休業したことがわかる書面(休業を告知する HP や店頭ポスターなどの写し)

(休業期間のわかるもの、店頭ポスターなどを撮影した写真でも可、事業所の休業に協力等した対象施設を県内に複数有する場合は、そのうち2事業所に係る書面)

《場合によっては必要な書類》

⑥ 本人確認書面(※個人のみ)

(運転免許証、パスポート又は保険証の写し等)

- ⑦ 役員等氏名一覧表 (第2号様式) (※法人のみ)
- ⑧ 事業所の賃貸借契約書の写し(※休業した事業所を賃借している場合) (休業期間に対応する契約期間が記載されたもの、複数の場合はそのうち2事業所に係るもの)
- ⑨ 休業及び夜間営業時間短縮協力施設一覧表(第3号様式)(※事業所の休業等に協力した対象 施設を県内に複数有する場合)

2 夜間営業時間の短縮要請対象の施設の事業者(食事提供施設)

《必ず必要な書類》

① 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書(食事提供施設)

(第1号様式の2)

② 協力金の振込先の通帳等の写し

(口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたもの)

③ 事業活動を証する書面

[法人の場合] 法人県民税・事業税申告書の写し等 [個人事業主] 青色申告決算書又は収支内訳書の写し等

④ 事業活動の内容がわかる書面

(食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等に係る許可証又は届出書の写し、若しくは、事業所の HP や事業活動に係るパンフレットの写し等)

- ⑤ 夜間営業時間の短縮期間前の営業時間や酒類の提供時間がわかる書面
- ⑥ 夜間営業時間の短縮期間中は、酒類の提供を行う場合は19時までとしたうえで、夜間営業時間を短縮したことがわかる書面

(夜間営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮、宅配又はテイクアウトサービス等店内での飲食 行為を伴わない営業を告知する HP や店頭ポスターの写し等)

《場合によっては必要な書類》

- ⑦ 本人確認書面(※個人のみ) (運転免許証、パソポート又は保険証の写し等)
- ⑧ 役員等氏名一覧表 (第2号様式) (※法人のみ)
- ⑨ 休業及び夜間営業時間短縮協力施設一覧表(第3号様式)(※事業所の休業等に協力した対象 施設を県内に複数有する場合)

【申請期間】

・令和2年4月24日(金)から令和2年6月1日(月)まで(当日消印有効)

5月7日以降の要請に対し《追加支援策》有り

誰でももらえる給付金

I 特別定額給付金(総務省)

【内容】

- ・家計への支援を行うために実施
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主
- ・給付対象者1人につき10万円

【要件】

・受給対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民税基本台帳に記録されている者

【必要書類】

[郵送申請方式の場合]

- ・振込先口座の確認書類
- ・本人確認書類の写し

[オンライン申請方式] (マイナンバーカード使用)

・振込先口座の確認書類

【申請期間】

・郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内(各市町村により違う。)

融資を受けたい

I **資金繰り支援内容一覧表** (経済産業省)

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高が 5% 以上減少なら	①セーフティネット5号	・借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象 ・2.8 億円(別枠。⑨と共有)	民間金融機関 各信用保証協会
	②新型コロナウイルス感 染症特別貸付	・設備20年、運転15年、うち据置5年以内・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有・中小事業3億円、国民事業0.6億円	日本政策金融公庫
	③商工中金等による「危 機対応融資」	・設備 20 年、運転 15 年、うち据置 5 年以内 ・3 億円 (別枠)	商工組合中央金庫 等
	④新型コロナウイルス対 策マル経融資(拡充) (小規模事業者の場合)	・1000万円(別枠)・設備10年(うち据置4年)運転7年(うち据置3年)以内・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫
	⑤生活衛生新型コロナウ イルス感染症特別貸付 (生活衛生関係営業)	 ・6000 万円 (別枠) ・設備 20 年、運転 15 年、うち据置 5 年以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫
	⑥新型コロナウイルス対 策衛経(拡充) (生活衛生関係営業)	 ・1000万円 ・設備10年(うち据置4年)運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 	日本政策金融公庫
売上高が 10%以上減 少なら	⑦衛生環境激変対策特別 貸付	・1000 万円 ・運転 7 年(うち据置 2 年以内)	日本政策金融公庫
売上高が 15%以上減 少なら	⑧危機関連保証	・借入債務の100%を信用保証協会が保証・2.8億円(別枠)・保証料・金利ゼロの対象	民間金融機関 各信用保証協会
売 上 高 が 20%以上減	⑨セーフティネット 4号	・借入債務の 100%を信用保証協会が保証 ・2.8 億円 (別枠。①と共有)	民間金融機関

少なら		・保証料・金利ゼロの対象	各信用保証協会
売上幅に関	⑩セーフティネット貸付	・中小事業 7.2 億円、国民事業 0.48 億円	日本政策金融公庫
係なく		・設備 15 年、運転 8 年、うち据置 3 年以内	日平以來並融公庫

追加要件を満たせば

実質無利子・無担保の対象

利子補給対象上限

(日本政策金融公庫等) 中小事業1億円、国民事業3000万円

(商工中金) 危機対応融資1億円

Ⅱ 東京都

1 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

【内容】

- ・新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者および組合に、事業継続や経営の安定を図るため、長期かつ低利での融資による支援を行う。
- ・運転資金や設備資金として最大で 2 億 8,000 万円まで融資する。組合の場合は、最大で 4 億 8,000 万円まで融資する。

【対象者】

・中小企業者または組合

【利用・申請方法】

・都内に事業所を有する中小企業者または組合が、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、最近3か月間の売上実績、または今後3か月間の売上見込が、令和元年12月以前の直近の同期と比較して5パーセント以上減少している場合に利用できる。

※申請の際は、次の融資申込受付機関に相談

- · 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関
- 東京信用保証協会
- · 東京都中小企業団体中央会
- ·都内商工会議所 · 商工会
- 東京都商工会連合会
- 公益財団法人東京都中小企業振興公社
- 東京都各支庁産業課
- 2 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換

【内容】

- ・すでに保証協会の保証付融資を受けていて、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を 受けている東京都内の中小企業者および組合に、資金繰りの安定化や経営改善を図るため、現在 の保証付融資の借り換えを支援する。
- ・運転資金として、すでに保証協会より受けている保証付融資と合わせて最大で2億8,000万円まで融資する。組合の場合は、最大で4億8,000万円まで融資する。

【対象者】

・保証協会の保証付融資を利用している中小企業者または組合

【利用·申請方法】

・新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、最近3か月間の売上実績、または今後3か月間の売上見込が、令和元年12月以前の直近の同期と比較して5パーセント以上減少しており、事業計画を策定し資金繰りの安定化や経営改善に取り組んでいる場合に利用できる。申請の際は、東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関に相談。

3 危機対応融資

【内容】

- ・大規模な経済危機や災害などの被害を受けた者に、経営の安定化に活用いただける融資制度
- ・運転資金や設備資金として最大で 2 億 8,000 万円まで融資する。組合の場合は、最大で 4 億 8,000 万円まで融資する。

【対象者】

・中小企業者または組合

【利用·申請方法】

- ・利用に際しては、東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長などの認定などを受けているか、 危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けていることが必要となる。申請の際には、各認定書 を用意して各金融機関に申し込む。
- 4 新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業

【内容】

- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策に資する事業活動に取り組む都内中小企業を支援 するため、都内中小企業が、感染症対策関連商品の製造に必要となる最新機械設備を新たに購入 するための経費の一部を助成
- ・機械設備などの新たな購入、搬入・据付などに要した経費(税抜100万円以上1億円まで)の5分の4以内の額を助成

【対象者】

・企業または個人事業主

【利用・申請方法】

・(公財) 東京都中小企業振興公社の WEB サイトより申請受付を行い、申請書類を簡易書留などで郵送、もしくは東京都産業労働局 企画管理部 設備支援課まで持参して提出。(持参する際は事前に予約のこと)。

Ⅲ 神奈川県

1 新型コロナウイルス感染症対応資金(5月1日から)

【融資対象者】

- ・事業所所在市町村から、次の(1)から(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号の認定(売上高が 20%以上減少)
 - (2) セーフティネット保証5号の認定(売上高が5%以上減少)

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の認定(売上高が15%以上減少)

【融資限度額】

•3,000 万円 (別枠)

【融資期間】

・運転資金・設備資金:10年以内(据置期間5年以内を含む。)

【融資利率(固定)】

- ・一定の要件を満たした場合、当初3年間無利子(下記「利子補給」参照)
 - (1) 及び(3) の場合

2年以内:年1.2%

2年超5年以内:年1.4%

5年超10年以内:年1.6%

(2) の場合

1年超5年以内:年1.6% 5年超10年以内:年1.8%

【利子補給】

• 3 年間全額

対象者

- (1) 個人事業主(常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)。を主たる事業とする場合は5人)以下の場合に限る。)
- (2) 売上高の減少率が15%以上の小・中規模事業者(上記除く。)

【信用保証】

・神奈川県信用保証協会の保証が必要((1)及び(3)については100%保証、(2)については80% 保証)

◇保証料負担ゼロ

- (1) 個人事業主(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)を主たる事業とする場合は5人)以下の場合に限る。)
- (2) 売上高の減少率が15%以上の小・中規模事業者(上記除く。)
- ◇保証料率 0.425%

売上高の減少率が15%未満の小・中規模事業者(上記を除く。)

【取扱期間】

・令和2年5月1日から令和2年12月31日まで

【必要書類】

- 共通
 - ●神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金申込書 (エクセル:17KB)
 - ●財務書類(直近2期分の決算書(確定申告書)の控え等)
 - 事業所の所在する市町村長の認定書
- ・初めて神奈川県信用保証協会を利用する場合
 - ●印鑑証明書(申込者及び連帯保証人)
 - •【法人事業の場合】定款の写し及び商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - 【必要に応じて】住民票抄本(本籍地の記載は不要)
- ・許認可等の必要な事業の場合
 - ●許認可証等の写し

- ・設備資金の場合
 - ●見積書の写し
- ・NPO 法人の場合
 - 事業報告書
 - •計算書類(活動計算書及び貸借対照表)
 - ●年間役員名簿
 - ●社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面
- 2 新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)(4月1日から)

【融資対象者】

・新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比べて15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる、危機関連保証の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等

【融資限度額】

・2億8,000万円(別枠)注:セーフティネット保証とはさらに別枠

【融資期間】

・運転資金・設備資金:10年以内(据置期間2年以内を含む。)

【融資利率(固定)】

- 2 年以内:年1.2%以内
- 2 年超 5 年以内:年1.4%以内
- 5 年超 10 年以内:年1.6%以内

【信用保証】

・神奈川県信用保証協会の保証が必要(100%保証) 保証料率は、0% (県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後)

とにかく資金流出を防ぎたい

I 税金関係 (財務省·国税庁)

※関係法案が国会で成立することが前提

《国税》

1 納税猶予制度の特例

《現行制度》

【要件】

- ・一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがあること
- ・納税について誠実な意思があること
- ・納期限から6か月以内二審性があること

・猶予を受けようとする国税以外に滞納がないこと

【猶予が認められると】

- ・原則として1年間納税が猶予される。(資力に応じて分割納付となる。)
- ・猶予中は延滞税が軽減される。(通常 年8.9% ⇒ 軽減後 年1.6%)

《特例》

【要件】

- ・新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、 事業にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ・一時に納税することが困難であること

【対象となる国税】

- ・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象
- ・対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税(猶予中のものを含む。)についても、遡って特例を適用することが可能

【申請手続等】

・関係法令の施行から2か月後、又は、納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要

【必要書類】

- •申請書
- ・収入や現預金の状況がわかる書類等
- 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

【内容】

- ・資本金1億円超10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることができるようになった。
 - ①資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされているが、資本金1億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となった。
 - ②令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用される(この場合の令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は、令和2年7月31日となる。)。
 - ③ただし、大規模法人(資本金の額が 10 億円を超える法人など)の 100%子会社及び 100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を 除く。
 - ・前年は黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法 人税の還付を受けることができる。
 - ※青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定 申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求 によりその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し て法人税の還付を受けることができる制度
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰

戻しによる法人税額の還付を受けられる場合がある。

- ※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年(青色申告書を提出する法人である場合には、前2年)以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度
- 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

【内容】

- ・中小企業のテレワーク等のための設備投資を支援
 - ※中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化 税制の適用を受けることができるようになった。
 - ※具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができる。
 - ※テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加

新たな類型であるデジタル化設備(遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれか を可能にする設備)

- ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア
- 4 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄 附金控除の適用

【内容】

・チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇(寄附金控除)を受けられる制度が 新設された。

【必要書類】

- ・対象イベント認定証明書(仮称)
- · 払戻請求権放棄証明書(仮称)
- 5 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

【内容】

- ・ 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件(取得の日から6ヵ月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、以下の両方の要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から6ヵ月以内」となる。
 - [1]以下のいずれか遅い日までに増改築等の契約が行われていること
 - 既存住宅取得の日から5ヵ月後まで※取得の日より前に契約が行われている場合でも構わない。

- ・ 関連税制法の施行の日から2ヵ月後まで ※施行の日より前に契約が行われている場合でも構わない。
- [2]取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと
- ・住宅ローン減税の控除期間 13 年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和 2 年 12 月 31 日)に遅れた場合でも、以下の両方の要件を満たした上で令和 3 年 12 月 31 日までに入居すれば、特例措置の対象となる。
 - [1]一定の期日までに契約が行われていること
 - ・ 注文住宅を新築する場合:令和2年9月末
 - ・ 分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合:令和2年11月末 [2]新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文 住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
 - (注1) 契約の時期を確認する書類として、請負契約書の写しや売買契約書の写しなどを確定 申告時に所轄の税務署へ提出する必要がある。
 - (注2) 入居が遅れたことを証する書類として、「入居時期に関する申告者兼証明書」を作成 し、確定申告時に所轄の税務署へ提出する必要がある。
 - (注3) 通常の住宅ローン減税の適用を受けるために必要な書類(借入金の年末残高等証明書、家屋の登記事項証明書など)についても、確定申告時に所轄の税務署へ提出する必要がある。
- 6 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

【内容】

- ・税務署に申請し、承認を受けることにより、課税期間後であっても、消費税の課税事業者 を選択する(やめる)ことができる。
 - ※消費税の課税事業者を選択する(又はやめる)にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要があるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能。

【要件】

- ① 特例に係る法律の施行日(令和2年4月30日)以後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、 一定期間(1ヶ月以上の任意の期間)の収入が、著しく減少(前年同期 比概ね50%以上)した場合で、かつ、
- ③当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
- ※1 本特例を受けて、課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はない。
- ※2 本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択 をやめることも可能

7 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

【内容】

- ・公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受け た事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。
 - (注) 既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し、還付を行う。

《地方税》

1 納税猶予制度の特例

【内容】

・収入が大幅に減少(前年同月比 20%以上の減少)した場合において、無担保かつ延滞税なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※令和2年2月1日から令和3年1月までに期限が到来する地方税について適用

2 固定資産税・都市計画税の軽減

期限が到来する地方税について適用

【内容】

①中小事業者が負担するすべての設備や建物等の固定資産税及び都市計画税について、 2020年2月~10月の任意の3か月の売上が前年同期比30%以上減少した場合は1/2に 減少し、50%以上減少した場合は全額を免除する。

令和2年2月~10月までの任意の3か月の利上げ高が、前年	同期間と比べて
30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- ②中小事業者が新たに投資した設備等の固定資産税を軽減する現行の特例措置について、対象資産に事業用家屋と構築物を追加の上、2023年3月まで2年間延長する。
- 3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

【内容】

・自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例そちの期限を6か月延長し、 令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

Ⅱ 社会保険料関係 (日本年金機構)

- 1 令和2年5月1日から新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難になった場合の臨時特例手続きが開始される。
 - ・令和2年5月から、新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得 見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能になる。
 - ・学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡

易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となる。

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難になった場合の免除制度
 - ・新型コロナウイルスの感染症の影響により、失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている者など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合については、一定の要件に該当する者は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除が適用できる場合がある。
- 3 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等の納付が困難になった場合の猶 予制度
 - ・新型コロナウイルスの感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主にあっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができる特例制度が令和2年4月30日に施行された。

従業員を休業させた

I **雇用調整助成金** (厚生労働省)

- ・雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものであり、教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算される。
- ・コロナ感染拡大防止のため、令和2年4月1日~6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、特例措置が実施される。
 - ① 都道府県知事からの休業等の要請を受けた場合は、一定の要件のもとで、休業手当全体の助成立を100%にする。
 - ② 要請を受けていなくても、休業手当について 60%を超えて支給する場合には、その部分に係る助成率を 100%にする。

特例以外の雇用調整助成金	緊急対応期間(コロナウイルス特例措置)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
た事業主	(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件を緩和(1か月5%以下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に含める
助成率 2/3(中小企業)、1/2(大企業)	4/5(中小企業)、2/3 (大企業)
	解雇等を行わない場合は 9/10(中小企業)、3/4 (大企業)
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1/24~6/30)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間

短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件緩和	
休業規模要件 1/20 (中小企業)、1/15 (大企業)	休業規模要件緩和 1/40 (中小企業)、1/30 (大企業)	
残業相殺	残業相殺を停止	
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練	4/5 (中小企業)、2/3 (大企業)	
助成率 2/3(中小企業)、1/2(大企業)加算額 1200 円	解雇等を行わない場合 9/10(中小企業)、3/4(大企業)	
	加算額 2400円 (中小企業)、1800円 (大企業)	

子供がいる従業員を休ませた・子供の世話で仕事ができなくなった

I **小学校休業等対応助成金** (厚生労働省)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に 通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問 わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対する助成金を創設
- ・対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇についても支援を行う。
- ・令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主は助成金の対象となる。
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを した小学校などに通う子ども
 - ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

【助成内容】

・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

【申請期間】

・令和2年9月30日(水)まで

Ⅱ 小学校休業等対応支援金 (厚生労働省)

・小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人 (フリーランス)で仕事をする保護者へ支援金を支給

【支援内容】

・令和2年2月27日から6月30日までの間において、 就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

【支援期間】

・令和2年9月30日まで

【支援の対象者】

- ・保護者であること
- ・①又は②の子供の世話を行うこと
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、 臨時休 業等をした小学校等に通う子ども
 - ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子 ども
- ・小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結していること
- ・小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基 づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った

I 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金 (厚生労働省)

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した 中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金 (テレワークコース、職場意識改善コース)の特例的なコースを新たに設けた。
- 1 テレワークコース

【対象事業主】

・新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規で導入する中小企業事業主

【助成対象の取組】

- ・テレワーク用通信機器の導入・運用
- 就業規則・労使協定等の作成・変更等

【主な要件】

事業実施期間中に

- ・助成対象の取組を行うこと
- ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること

【助成の対象となる事業の実施期間】

· 令和 2 年 2 月 17 日 (月) ~5 月 31 日 (日)

【支給額】

- 補助率:1/2
- ・1 企業当たりの上限額 100 万円
- 2 職場意識改善特例コース

【対象事業主】

・新型コロナウイルス感染症対策として、労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業 事業主

【助成対象の取組】

- ・就業規則等の作成・変更
- ・ 労務管理用機器等の導入・更新等

【主な要件】

・事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

【助成の対象となる事業の実施期間】

• 令和 2 年 2 月 17 日 (月) ~5 月 31 日 (日)

【支給額】

- •補助率:3/4
 - ※ 事業規模 30 名以下かつ労働効率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える 場合は、4/5 を助成
- ・上限額 50万円

設備投資等をしたい

I ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (中小企業庁)

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもの
- ・新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために、前向きな投資を行 う事業者向けに補助率を引き上げた「特別枠」が設けられた。

販路開拓をしたい

I **小規模事業者持続化補助金《コロナ特別対応型》** (中小企業庁)

【内容】

・新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策(サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備)に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助する。

【補助対象者】

・小規模事業者であること。

※小規模事業者支援法では、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断している。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

- ・ 小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記要件 A~C いずれかに合致する投資であること。
 - A サプライチェーンの毀損への対応
 - B 非対面型ビジネスモデルへの転換
 - C テレワーク環境の整備

【補助金額等】

・補助率 補助対象経費の3分の2以内

補助上限額 100万円以内

- 150万円以上の補助対象となる事業費に対し、100万円を補助。
- 150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助。

【受付開始】

· 令和2年5月1日(金)

ITツールを導入して業務効率化をしたい

I IT 導入補助金 《特別枠 C 型》 (中小企業庁)

【内容】

- ・IT 導入補助金は、中小企業や小規模事業者が自社の課題やニーズに合った IT ツール (ソフトウエア、サービスなど) を導入する費用の一部を補助することで、企業の業務効率化・売上アップをサポートする制度。経営課題や需要に合った IT ツールを導入しやすくすることで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図ることを目的としている。
- ・補助対象は「ソフトウェア費、導入関連費」。新型コロナウイルス感染拡大対策としてニーズが高まっている「在宅勤務制度(テレワーク)の導入」に取り組む事業が優先的に支援される。
- ・概要が発表されている IT 導入補助金の公募(A 類型、B 類型)に加え、新型コロナウイルス感染症が事業環境に影響を与えている企業向けの特別枠 C 類型が設置される。

事態を乗り越えるための前向きな投資が対象。通常枠(A類型、B類型)に比べいくつか優遇措置がある。ただし、A類型・B類型との併用はできない。

【補助対象者】

· 中小企業 · 小規模事業者等

【補助額】

- ·補助額 30万円~450万円
- ・補助率 2/3 以内 (通常枠の 1/2 から UP)
- 対象額 45万円以上のITツール投資 (事務局に登録されたもの)

【応募期間】

• 令和 2 年 5 月 11 日 (月) ~5 月 29 日 (金)

その他

I 東京都

1 タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業

【内容】

- ・タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止策を行う都内の 法人・個人タクシー事業者に、事業経費の一部を補助する。
- ・タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止策の経費について5分の4を補助する。(補助限度額は1台あたり8,000円)
- ・観光バス (観光周遊および空港アクセスなど) における感染拡大防止設備を設置するための経費について 5 分の 4 を補助する。(補助限度額は1 台あたり (8 万円)。

【対象者】

- ・都内の法人・個人タクシー (ハイヤー含む) 事業者、および都内に営業所がある観光バス (観光周遊および空港アクセスなど) 事業者
- 2 飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)

【内容】

- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める場合、経費の一部を助成する。
- ・販売促進費や車両費、器具備品費などの経費の5分の4以内の額を助成する。

【対象者】

- ・飲食業を営む中小企業者および個人事業主
- 3 東京都商店街新型コロナウイルス感染症緊急対策奨励金

【内容】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「STAY HOME 週間」に商店街の加盟店が一体で取り組む「自主休業」に対し、奨励金を交付する。
- ・1日あたり50万円を交付する。(最大400万円)※隣接した2つの商店街で合わせて申請をする場合は、それぞれ1日あたり50万円

【対象者】

・都内商店街(加盟店舗数が100店舗以上) ※隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上になる場合も対象

【申請要件】

・対象期間に次の取組を行うとともに、必要に応じ、商店街の状況を踏まえた取組により、

- 一斉休業、輪番休業などを実施すること
 - ・加盟店舗への休業の協力依頼
 - ・ポスター・ホームページなどによる休業告知
 - ・巡回などによる自主休業日の状況確認
- 4 東京都政策課題対応型商店街事業 (新型コロナウイルス感染症緊急対策型)

【内容】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、商店街の3密(密集、密室、密接)状態の回避につながる商店街の取組経費を補助する。
- ・商店街が行う次の取組に対し、経費の10分の9を補助する。

※補助限度額は300万円

- ・感染拡大防止に係る取組の周知に要する経費
- ・感染拡大防止に係る巡回などに要する経費
- ・事業実施に直接必要な備品購入費
- その他諸経費

【対象者】

・都内商店街(加盟店舗数が100店舗以上)

※隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上になる場合も対象